

伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交付要綱

伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交付要綱（平成9年伊勢原市告示第79号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、医療法人等の団体が市内において行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「施設」という。）の整備に要する経費に対し、伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、医療法人、社会福祉法人又は「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者」（平成11年厚生省告示第96号）に定められた者が事業主体となる本市内における施設整備事業で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 法第117条の規定により本市が策定した介護保険事業計画に適合するものであること。
- (2) 新たに施設を整備すること。
- (3) 神奈川県介護老人保健施設整備費補助金交付要綱（平成元年4月1日施行。以下「県要綱」という。）に基づく、補助対象となるものであること。

（補助対象経費）

第3条 補助の対象とする経費は、施設の整備に必要な費用のうち、次に掲げる費用を除いた経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 門、柵及び塀に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設に要する費用

(5) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、県要綱別表第2に規定する補助基準額と、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除したものを比較して、いずれか低い方の額に10分の1を乗じて得た額以内として、予算の範囲内で定める額とする。

2 算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 複数年にわたっての整備を行う場合、各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率に基づき支払うものとする。この場合、初年度の交付額は、3月末日における進捗率に基づいて算定することとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交付申請書(第1号様式)に、規則第5条第2項に規定するもののほか、県要綱に基づく交付決定通知書、工事請負契約書等の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による交付の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 規則第6条の規定による交付の決定は、伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第7条の規定による交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札又は指名競争入札に付するなど市が行う契約手続に準拠しなければならない。

（変更の承認）

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、第6条の規定による交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第10条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金実績報告書（第5号様式）に事務事業成果報告書及び収支決算書を添付し、交付決定事業を完了した日から起算して30日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、交付決定事業を行う者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)に消費税仕入控除税額の精算内訳を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。なお、交付決定事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第20条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成31年3月29日告示第54号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月4日告示第239号)

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年度伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

年度伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額

千円

（注） 神奈川県介護老人保健施設整備費補助金の交付決定通知書、工事請負契約書等の写しを添付してください。

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交決定通知書

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 千円

2 交付条件

（事務担当は、 ）

第3号様式（第8条関係）

年度伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請書 住 所

名 称

代表者名

次のとおり伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金交付決定事業の変更
（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更（中止・廃止）の理由

第4号様式（第8条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第5号様式（第10条関係）

年度伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

名 称

代表者名

年度伊勢原市介護老人保健施設整備費補助金に係る実績を次のとおり報告します。

交付決定額 円

実 績 額 円

不 用 額 円

（注） 事務事業成果報告書及び収支決算書を添付してください。

第6号様式（第11条関係）

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市介護老人保健施設
整備費補助金に係る消費税仕入控除額について、次のとおり報告します。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 事業実績報告書による精算額 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除額（要補助金返還相当額）
円
- 4 添付書類

消費税仕入控除税額の精算内訳